# 飲料自動販売機設置事業者募集要領

### 1 目的

この要領は、堺市産業振興センター(以下「センター」という。)において、主に来館者、職員が利用する飲料自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置業者を公募により入札するにあたり、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者(以下「設置業者」といいます。)の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

#### 2 日程

|            | 施設名:堺市産業振興センター           |
|------------|--------------------------|
|            | 所在地:堺市北区長曽根町183-5        |
| 設置場所及び設置台数 | 設置台数 本館1階(屋外)レストラン横 2台   |
|            | 本館2階(屋内)小ホール前 1台         |
|            | 設置状況は、事前に確認してください。       |
| 項目         | 期限、期間等                   |
| 質問の受付      | 令和3年8月16日(月)から8月18日(水)まで |
| 質問に対する回答   | 令和3年8月20日(金)             |
| 応募の受付      | 令和3年8月23日(月)から8月27日(金)まで |
| 貸付料提案書の開封  | 令和3年8月31日 (火) 開封時間は後記    |
| 設置予定業者の決定  | 令和3年9月初旬                 |
| 契約の締結      | 令和3年9月15日 (水) まで         |
| 貸付料の納入     | 令和3年9月28日 (火) まで         |
| 貸付の開始      | 令和3年10月1日(金)から           |

<sup>※</sup>上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日を除きます。

## 3 設置業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、センターが設置業者に対し管理施設の一部を賃貸借契約(以下「貸付」といいます。)により貸し付ける方法とします。

### 4 貸付の期間

貸付の期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

<sup>※</sup>やむを得ない事情により変更する場合があります。

#### 5 応募者の資格要件

- (1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。
  - ア 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体及び公益法人の管理施設 に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者
  - イ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者
- (2) 次に該当する方は、応募することができません。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者
  - イ 国税を滞納している者
  - ウ 市民税を滞納している者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)若しくは堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108号)第3条各号に規定する者(以下「暴力団密接関係者」といいます。)に該当すると認められる者
  - オ 堺市入札事務に関して資格停止となっている者

### 6 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

| 受付期間           | 受付時間      |
|----------------|-----------|
| 令和3年8月23日(月)から | 午前9時00分から |
| 令和3年8月27日(金)まで | 午後5時30分まで |

#### (2) 受付場所

堺市北区長曽根町183-5 堺市産業振興センター 総務課

#### (3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印(実印または使用印鑑届印)し、提出書類を受付場所まで直接持参のうえ、提出してください。郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

## (4) 応募書類

ア 応募申込書(日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。)

- イ 事業者(会社)概要(会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会 社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。(補記可))
- ウ 住民票又は登記事項証明書(書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。)
  - (ア) 個人の場合:住民票の写し
  - (イ) 法人の場合:履歴(現在)事項全部証明書
- エ 印鑑(登録)証明書(書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。)

- オ 法人市民税の納税証明書(個人の場合は市民税。写し可。)直近3ヶ月以内 ・提出部数1部とする。
- カ 国税の納税証明書(法人はその3の3、個人はその3の2。写し可。)直近3ヶ月 以内
  - ・提出部数1部とする。
- キ 飲料自動販売機設置実績報告書
- ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ(外形寸法、諸機能等が確認 できるもの)
- ケ 貸付料提案書(封筒に入れた後、全ての継目部分(封筒によって異なります。)に 割印してください。(提案額は消費税等相当額を含まないものとします。)
  - ※1 堺市調達課の名簿登録をしている事業者(以下、「登録事業者」という。)については、ウ、エ、オ、カは不要となります。なお、登録事業者の登録内容と申込み内容が異なる(代表取締役の名称が異なる等の)場合は、全ての応募書類が必要となりますので、ご注意ください。
  - ※2 上記応募書類のうち、ウ、エは必ず原本を持参してください。原本還付を希望される場合は申し出てください。原本は、発行日を確認のうえ、複写後に返却します。
- (5) 入札保証金 免除します。
- (6) 留意事項
  - ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、 応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
  - イ 提案する貸付料が最低貸付料(年額)に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないものは、貸付料の提案を無効とします。
  - ウ 応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。
  - エ 提出された応募書類の返却は、行いません。
  - オ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答すること ができませんのでご了承ください。
- (7) 個人情報の扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用します。

(8) 質問の受付及び募集要領の修正

募集に関する質問を令和3年8月18日(水)午後5時30分まで受け付けます。 質問は、質問票を使用又は参照し、メールまたはファックスによる方法とします。書 面以外の方法(電話、口頭等)では受け付けません。回答は、メールまたはファックスにて行います。

#### 7 設置業者の決定に至るまで

#### (1) 選定方法等

- ア 提出された応募書類の審査を行います。
- イ 選定方法は、センターが定める最低貸付料(年額)以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に選定予定者の順位を決定します。
- ウ 選定予定者の順位を決定するにあたり、同額の提案貸付料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のないセンター職員がくじを引きます。
- エ 選定予定者の順位の決定後、センターにおいて上位3位までの資格審査を行います。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、設置予定業者に決定し、その旨を通知します。なお、登録事業者が上位3位までの貸付料を提案した場合は、事前に資格審査を行っているため即座に順位が確定します。 従って、最高の貸付料を提案した登録事業者は、即座に設置予定業者となります。
- オ 設置予定業者は、センターと貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。
- (2) 設置予定業者の選定通知

設置予定業者の決定は、令和3年9月初旬の予定です。 選定結果は、センターから通知します。

#### 8 貸付料提案書の開封

#### (1) 開封日時

| 開封日          | 開封時間    |
|--------------|---------|
| 令和3年8月31日(火) | 午後2時00分 |

## (2) 開封場所

堺市北区長曽根町183-5 堺市産業振興センター 本館3階 会議室5

#### (3) 開封への参加

ア 応募者(代理人を含む。)の開封場所への入室は、**1者1名**とします。入室にあたっては、①応募申込書のコピー及び②身分証明書(社員証・運転免許証等)を受付で提示してください。また、代理人が開封に参加される場合は、前記①②に加え、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。なお、開封への参加の有無は、設置

予定業者の決定に一切影響しません。

- イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできません。
- ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のないセンター職員を立ち 会わせます。

#### 9 契約締結の手続き

- (1) 手続きの流れ
  - ア 設置予定業者に決定した者には、センターから設置予定業者決定通知書を渡します。
  - イ 入札で最高の貸付料を提案した事業者は、提案書開封後、すみやかに下記の書類を センターに提出してください。
    - (ア) 自動販売機及び容器等回収ボックスの外寸図
    - (イ) 取扱商品一覧表
    - (ウ) 容器等のリサイクル方法(形式は問いません。)
      - ※自社処理・委託の別(委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。)
      - ※リサイクル工程(収集運搬、処分の方法がわかるもの)
  - ウ 後日、賃貸借契約書2部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、令和3年9月1 5日(水)までにセンターに提出してください。
  - エ 後日、センターから賃貸借契約書及び貸付料の納入通知書を渡します。
- (2) 契約保証金

飲料自動販売機設置実績報告書にて履行実績が確認できるため、免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名義で行います。

#### 10 貸付料

- (1) 設置業者となった者が提案した貸付料に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」といいます。)を加えた額をもって年額貸付料とします。年額貸付料は、センターが発行する納入通知書により、その指定する納入期限(初年度分は令和3年9月28日(火))までに全額納入してください。ただし、初年度分は令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6か月分とします。
- (2) 税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における上記(1)の消費税額等は変動後の税率により計算します。
- (3) 既納の貸付料は還付しません。但し、センターにおいて当該施設を公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置業者の責めに帰することのできない

理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合(下記14参照)は、既納の貸付料は還付されません。

#### 11 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日(令和3年9月15日(水))までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定業者として相応しくないとセンターが判断したとき

#### 12 設置予定業者又は設置業者が設置を辞退した場合

設置予定業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合に、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置予定業者又は設置業者の次に高い貸付料を提案した者を応募資格の審査のうえ、設置予定業者と決定することができるものとします。この場合の貸付料は新たな設置予定業者が公募手続きで提案していた額とします。

なお、年度途中における設置については、当該年度末までの貸付日数を365日(閏年も同じ。)で除した割合で日割計算した額(円未満は切り捨てます。)とします。

#### 13 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、センターにおいて貸付対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったお それが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないとセンター が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

#### 14 自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して貸付の期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、センターに書面で協議を申し出てください。協議の結果、契約の解除に至った場合

の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。(年度をまたがっての撤去はできません。)なお、既納の貸付料は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次回の公募に応募できません。

#### 15 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置予定業者が指定する期日 (令和3年9月15日(水)) までに契約締結の手続きを 行なわなかったとき
- (2) センターにおいて、契約を解除されたとき (但し、上記 13(1)及び 14 による解除は除く。)

#### 16 情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、公益財団法人堺 市産業振興センター情報公開規程第 5 条に基づく公開請求があった場合、原則として次 に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 応募者の商号又は名称(氏名)及び提案貸付料
- (2) 設置業者の商号又は名称(氏名)及び提案貸付料
- (3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称(氏名)及びその理由

## 質問票

| 貝 川 宗           |  |  |
|-----------------|--|--|
|                 | 堺市北区長曾根町183-5  |  |
| 送信先             | 公益財団法人堺市産業振興センター 2階 総務課  |  |
| (メール・ファック       | 【メール】soumu@sakai-ipc.jp  |  |
| ス・持参先)          | 【ファックス番号】072-255-5200  |  |
|                 |  |  |
| 1. 件 名          | 飲料自動販売機設置業者募集に関する質問  |  |
| 2. 送 信 者(応募希望者) | 所 在 地 (住所)<br>商号又は名称 (氏名)<br>代表者職氏名<br>所属部署名<br>担当者氏名<br>電話番号<br>ファックス番号 |  |
| 3. 質問内容         |  |  |

- ※質問は令和3年8月18日(水)午後5時30分まで受け付けます。
- ※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。
- ※メール・ファックスした場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号(直通)】 072-255-3311